

《引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について》

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位:千円】

項 目		決 算 額
歳 入	平成30年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	87,151
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	1,013,689

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位:千円】

費 目	経 費	財 源 内 訳					主 な 事 業	
		特 定 財 源			一 般 財 源			
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	そ の 他		
社 会 福 祉	社会福祉費	224,895	161,272			19,335	44,288	自立支援事業、地域生活支援事業、重度心身障害者(児)医療給付助成事業
	老人福祉費	9,814			606	844	8,364	老人保護措置事業、外出支援事業
	児童福祉費	494,261	325,456		15,608	42,493	110,704	障害児支援事業、児童手当支給事業、子ども医療費助成事業
	小 計	728,970	486,728	0	16,214	62,672	163,356	
社 会 保 険	介護保険事業	165,826	1,450			14,257	150,119	介護保険事業特別会計繰出金
	国民健康保険事業	115,926	56,688			9,967	49,271	国民健康保険事業特別会計繰出金
	小 計	281,752	58,138	0	0	24,224	199,390	
保 健 衛 生	保健衛生費	2,967	353		1,147	255	1,212	後期高齢者健康診査事業、母子保健事業
	小 計	2,967	353	0	1,147	255	1,212	
合 計	1,013,689	545,219	0	17,361	87,151	363,958		

※一般職人件費・一般事務費は除く。